

## 平成29年12月 定例教育委員会

日 時 平成29年12月26日（火）

9時30分～

場 所 市役所 4階 第4委員会室

出席者

（教育委員）

西本教育長 久田委員 深町委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 小田副理事兼社会教育課長 吉田総務課長 吉富学校保健課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森寄青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 松尾総務課長補佐

欠席者

合田委員

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)平成29年9月分議事録の確認

(3)議 題

- ① 佐世保市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件
- ② 佐世保市小・中学校処務規則の一部改正の件
- ③ 佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件

(4)協議事項

- ① 「佐世保市立幼稚園教員等としての資質向上に関する指標」について

(5)報告事項

- ① 地域未来塾の開設について
- ② 公民館嘱託職員の採用決定及び公募について
- ③ 第68回小柳賞佐世保シティロードレース大会の開催について
- ④ 平成30年度図書館カレンダーについて
- ⑤ 図書館の蔵書点検による休館（特別整理休館）の実施について
- ⑥ 県市町村教委連の要望に対する県教育委員会の回答について
- ⑦ 義務教育学校設置に伴う規則等の改正について

(6)その他

- ① 次回開催予定
- ② その他③を秘密会とする件
- ③ 学校運営状況報告について

◆ 教育長報告

- 11月28日 学校訪問（江上小学校）  
11月定例教育委員会
- 11月29日 学力向上推進計画提案授業視察
- 12月 2日 語らいの広場
- 12月 3日 第37回鹿町パールマラソン大会
- 12月 4日 佐世保市議会12月定例会開会
- 12月 9日 佐世保市学校保健会研究大会
- 12月10日 平成音楽大学2017音楽の祭典
- 12月14日 市民憲章ポスター表彰式  
瀋陽市友好協会副秘書長歓迎夕食会
- 12月18日 学校訪問（日野中学校）  
山根由之会長秩父宮章受章祝賀会
- 12月19日 学校訪問（祇園小学校）
- 12月20日 平成29年度第2回総合教育会議  
古賀良一氏文部科学大臣表彰祝賀会
- 12月21日 学校訪問（世知原中学校）
- 12月22日 叙勲褒章受章祝賀会  
教育委員辞令交付式
- 12月25日 仏教連合会図書贈呈式  
ヒューマングループ寄附贈呈式

【西本教育長】

お揃いでございますので、始めたいと思います。

その前に、23日付で教育委員に再任されました内海委員について、金曜日に辞令交付式がございました。まず一言ご挨拶を賜ればと思います。

【内海委員】

皆さん、おはようございます。

迷ったんです、ほんとうに。私の趣味の中に海外旅行というのがあって、自由気ままに、スケジュールがあくと、ぶらっと旅行するというのが私の最大のストレス解消だったんですけど、これが4年前から突然パスポートを使えなくなりました。市長から、最初の辞令交付のときに、「内海さん、海外旅行を抑えて、教育行政に携わっていただきたい」と言われて、私は冗談かと思ったら本気だったんですね。現役で会社の社長をしていますし、皆さん方にご迷惑をかけるんじゃないかなと思ったんですけども。

もう一つ、実は、踏みとどまったというか受ける理由があって、それは愛だったんですね。

久田委員、それから深町委員、合田委員、それから西本教育長と、皆さん方とは教育委員になったから出会えました。4年間やっていると、人間関係というか、すごく会うのが楽しみというか、皆さん方の仕事を見させてもらうのがとても楽しくなってきました

た。楽しさの先に何かすごく温かいものを感じるんですよね。私はそれを愛が生まれたなど、4年間で。あと4年続けるとメンバーはかわられるかもしれませんが、今のメンバーともうしばらく一緒に仕事をしたいという気持ちになったということが一つです。

それと、もう一つの愛は、庵浦小学校の学校訪問に行ったとき、私自身の至らなさをほんとうに気づかせてくれました。8人しか生徒がないのに、どうなんだろう、大きな学校の子供ともっと交流すべきじゃないか、交流して学んだほうが8人の子どもたちのためになるんじゃないかと思って、実は学校訪問を始めたんですね。ところが、全くそれは逆でして、8人の子供たちの姿、それと教室の真ん中にドラムがどんと置いてあって、「何でこのドラムなんだろう」って校長先生に聞いたら、一人の子供がドラムをたたくのが大好きで、彼をみんなが温かく見守って、一緒に勉強をしてる。その一人の子にはちょっと体にいろんな障害があったようでございます。

それを聞いた瞬間から、何と自分はおごり高ぶった意見を言ったんだろうと。逆にもっと大きな学校の子供たちがこの庵浦小学校に来て、一緒に学ぶ、何かそういうことがほんとうの教育で、生きた教育がここでできるんじゃないかなと思いました。あれはほんとうに衝撃でした。あれで、自分自身もう一回原点に戻って謙虚に学ばないといけないということに気づかせてもらいました。それも非常に大きな愛じゃなかったかなと思っています。

4年間また一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、12月の定例教育会を始めたいと思います。今年最後になります。今、内海委員のほうからお話がありましたけれども、私も、今考えられるベストメンバーだと思っております。いろいろな方面から貴重なご意見を賜っておりまして、教育委員会としてはこのご意見を佐世保市の教育のために生かすいい場だと思っておりますので、しばらくこの委員さん方とご一緒できると非常にうれしく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、いいお話が一つございまして、清水中学校の1年生が歌会始の歌に選ばれて、これは史上最年少タイということのようでございます。10人しか選ばれない中に我が市の中学1年生が選ばれたというのは非常に名誉なことだと思います。今日、新聞に載っておりまして、びっくりいたしました。別の心配も出てまいりまして、若いゆえに、あの厳かな、とんでもない大舞台でほんとうに頑張れるのかなと。そこを少し今から先生方、ご父兄と一緒に、何ていうんでしょうか、場なれをしていただく訓練が要るんじゃないかなとも思いますが、何はともあれ慶賀の至りだと思っております。うれしいご報告をさせていただきたいと思います。

それから、12月議会も終わりました。補正予算もご承認をいただきました。それから、教育委員の人事案件も全会一致で承認いただきました。また、来年に向けて頑張り

たいと思っております。

今日はなるべく簡潔に要領よく進めたいと思っておりますので、どうぞご協力方よろしくお願いいたします。

それから、合田委員さんにおかれましてはお仕事の都合で、急遽欠席ということになっております。

それでは、議題のほうに入ってまいりたいと思います。

議題①です。佐世保市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件ということでございます。事務局から説明をお願いしたいと思っております。

#### 【吉田総務課長】

資料は、当日配付の1をお開きいただきしたいと思います。

1ページを開いていただいて、佐世保市奨学資金貸付条例施行規則一部改正の件ということで提案をしています。なお、昨年度の一般質問の際に、就学一時金の早期貸し付けができないかというようなご質問がございまして、前向きに検討して参りますという答弁をしております。

これに関しましては、2段階に分けて改正を行いたいと思っております。まず、本年度に関しては、就学一時金の予算が4名分あるんですが、現在、貸し付け決定しているのが2名ということで、残り2名分を3月までに受け付け、4月には貸し付けしたいと考えております。従来5月末に貸し付けていたものを2か月ほど早めたいという、まず第1弾の改正をいたします。さらに、来年度、平成30年度にまた所要の規則の改正をした上で、年度内の貸し付けを目指したいと考えており、そういう2段階に分けて行うもののうち、今年度対応するための改正を提案するものでございます。

以下、(1)(2)(3)の提案内容と提案理由を説明いたします。

まず1ページで、第2条第2項に次のただし書きを加えるということで、就学一時金申請書の提出後という記載がございまして、内容につきましては、2ページをお開きください。

2ページの(1)に、従来、3月に申し込みを受け付けし、選考委員会の決定を経た後、5月末ごろに貸し付けているのですが、今回4月の貸し付けを可能とするために必要な改正を行います。この「必要な改正」とは、従来、合格証明書の通知があつてから貸し付けをするということでしたが、そこが間に合わなくても後日遅滞なく提出するという形で受け付けができるという形に変更したものです。

また1ページに戻っていただきまして、(2)(3)は早期に貸し付けるといふこととはまた別のご話でございます。様式15及び様式17というのは、就学一時金と奨学金の借用証書でございますが、借用証書の文言について、佐世保市が新たに設置いたしました債権管理対策室と協議をいたしまして、悪質な滞納者の場合、一括返還請求をする必要もあるだろうと。そこで、条文の整理をしなければいけないということで、借用証書の中に「2回以上返還を怠った場合は、佐世保市の催告を待つまでもなく、当然に期限の利益を失い、未払い金全額を一括して支払うことを誓約いたします」という文言を記

載するというのが（２）でございます。

続きまして、（３）でございますが、これは事務的な話でございますが、租税特別措置法第91条の3第2項というものがあって、奨学金の場合には印紙税法が免除されるということがございます。その適用を明らかにするという改正でございます。

今後、来年度に向けての改正といたしましては、規則第7条第2項に在学証明がなければ貸し付けができないとか、3月までに貸し付けを行うためのさまざまな縛りというものがあるんですが、そこらあたりを取り払って、何とか就学一時金については3月中の貸し付けを、平成30年度末、平成31年3月には再度改正を行いたいというものでございます。

以下、変更いたします借用証書でございますとか、新旧対照表も記載をしているところでございます。説明は以上でございます。

**【西本教育長】**

それでは、ただいま奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件ということで説明がありました。皆さんたちから何かご質問等ございますでしょうか。

久田委員。

**【久田委員】**

この件は以前話題になったわけですが、具体的に、仮に私の子が今度大学試験を受けて、早いと1月頭ぐらいに合格発表があって。そうすると、合格をして、まあ合格証明は後で出してもいいけど、申し込みの時期というのはいつになりますか。

**【西本教育長】**

総務課長。

**【吉田総務課長】**

まず、奨学資金の規則の中に、毎年度3月1日から同月末日までが就学一時金の申請期間ですと、原則としてうたわれております。ただし、これにはただし書きがございますが、必要があると認められたときはこれを変更することができる。ですから、例えば平成29年度、今年度で申しますと、29年の3月に1回募集をしまして、定数に達しなかったので、5月、6月に追加募集を行ったところでございます。

今回に関しましては、このただし書きを適用いたしまして、ホームページに掲載をしまして、1月に募集を行いたい。そして、3月に貸し付け決定をし、4月に貸し付けする形をとるということでございます。

来年度に関しまして今考えておりますのは、そもそもの3月1日から3月末日までとするという就学一時金の申請期間のほうを、例えば12月以降とか随時とか、そのあたりの所要の変更を行いたいと考えております。そこはまだ現在どういう文言にするかは検討中でございます。

以上です。

【深町委員】

奨学金借用証書の件ですけれども、ここにこの文言をつけ足されるということは、やっぱり未払い者がかなりいるということですか。そうでもないのか、大体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【吉田総務課長】

例えば一昨年、27年度ですと、現年度の収納率が89%です。90%行かない、100%以上の方が未納だったことになります。ただ、そこは、コンビニ収納を導入したり、その他の債権回収の取り組みもありまして、昨年度の現年分の収納率は、何とか93%まで上がりまして、今年はおそらく95%ぐらいまでいくのではないかと見込んでいます。

あと、過年度分の滞納につきまして、居所不明の方とかかなりいろいろいらっしゃるんですが、現年と合わせまして65%程度の収納率です。過年度分は、古い方は昭和50年とか51年とか古いものもあります。今年の4月以降、奨学金に関して総務課内でケース会議を毎月開くことにしており、毎月、接触できているのかということを確認して、古いものは切って、いわゆる不納欠損ということなんですが、そういった手続のための準備をずっと続けています。この取り組みのこともあって、来年度は過年も含めて、もうちょっと成果が上がってくるかなとは思っております。

以上です。

【深町委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

私から。ちょっと細かいところですけど、(2)のなお書きをしてるところに、「当然に期限の利益を失い」と書いてあるんですけど、この「期限の利益」というのは何を指すのですか。

【吉田総務課長】

これは、半年賦、年賦という約束を、借用証書提出時点で結んでいるのですが、未納が2回以上、催告を行っても支払わない場合には、全部一括で請求するよということですよ。

【西本教育長】

そうしたら、ちょっと事情がある場合には、猶予することもあり得るんですか。

【吉田総務課長】

まず、例えば高校生に貸し付けをした場合に、大学に進学されるとか、専門学校に進学されるとか、そういったときには猶予の制度がございます。

無職になったとか、そういうときに猶予の制度があるのかというと、そこまでの整備はしていないんですが、そこは定期的に接触ができて、そこから分納誓約書等を提出いただいて、そういった対応ができているのであれば、法的措置まで踏み込むような形は現在のところっておりません。

ただ、今まで法的措置を何回か、簡易裁判所のほうに支払督促の申し立てを行ったこともあるんですが、その際に、毎月の返還が3,000円という形で分割の約束をしてもお支払いされない。接触ができて、そこをさらに1,500円という形で、期限が延びるけれども、やっぱり履行されない。その方に対して未払金全額を一括して請求するというのは、給与の差し押さえであるとか、そういった法的措置に入り込むということでございます。払えないから、じゃあ私たちは眠ったままにしておくのかというところが、やはりそれはできないということでございます。

以上です。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、この議題につきまして、この規則の改正はご了承いただけますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次です。佐世保市小・中学校処務規則の一部改正の件です。担当課よりご説明お願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

小・中学校の処務規則の改正と、この後にございます学校運営協議会規則の一部改正

の件につきましては、いずれも義務教育学校開設関係の規則整備の関係でございます。順番が前後いたしますが、報告事項⑦の義務教育学校設置に伴う規則等の改正についてという報告内容を簡単にご説明させていただいてから、説明に入らせていただきたいと思っております。

本日配付されておりますA3判の当日配付3をごらんいただきたいと思っております。

現在のところ、本日提案されます2件を含めて10件の規則の改正を予定しておりますが、まだ所要の文言の整理、また、間違いがないかの最終のチェック中でございます。本日の2件は、議決をいただかないと執行上不都合となる2件を計上させていただいております。

なお、「規則等」と書いておりますが、この意味は、規則につきましては教育委員会の議決という形でお願いしたいと思っておりますが、それ以外の要綱でございますとか要領、そういったところも影響が出る部分があるかと思っておりますので、そこらあたりを全部集約して、また1月の定例教育委員会等でお諮りできればと思っております。

その中で、本日は小・中学校処務規則の一部改正の件と学校運営協議会規則の一部改正の件についてご説明申し上げたいと思っております。

ということで、議題のほうに入らせていただいでよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

議題2のほうに進めさせていただきます。当日配付資料の11ページをごらんください。

先ほどの説明にありましたように、今回議題として上げさせていただきました2件につきましては、校長研修会等を通して早目に現場のほうに周知をしておきたいと思っております。今回、上げさせていただいております。

議題2は、佐世保市小・中学校処務規則の一部改正の件でございます。

提案理由が、平成30年4月1日から黒島小学校・中学校、及び浅子小学校・中学校を義務教育学校とするに当たり、義務教育学校を付加するとともに、義務教育学校の導入及び小学校の特別の教科道德の実施に伴う各種様式の変更を行うものでございます。あわせて特別支援学級用の指導要録様式を文科省及び県教委から示された様式に変更をするものでございます。

この処務規則の変更とあわせまして校務支援システムの変更のほうもリンクしてやってまいりたいと思っております。

来年度の見通しでございますけれども、来年度は中学校に道德が入ってまいりますの



でその変更分と、それから、平成が新元号になってくるところをあわせまして、来年度また一部改正をご提案させていただきたいと思っております。

詳しくは新旧対照表で説明をいたしますので、16ページをごらんください。

アンダーラインを引いておりますところが改正箇所でございます、義務教育学校を付加したところは省かせていただきます。第2条の(2)でございますが、卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳ということで、こちらも様式を一つ加えております。これは、義務教育学校の前期課程の修了証書ということで必要になってくるものですが、学校教育法施行規則の義務教育学校の準用規定、それから佐賀県の大町町とか多久市がこの義務教育学校を導入しておりますので、そちらの資料とかもあわせながら検討をいたしました。様式については、後ほどまた説明をいたします。

次に17ページをお開きください。

第3条の上の括弧書きに修了証書というのをつけ加えております。先ほど申し上げました義務教育学校前期課程の修了証書に関連するものでございます。

それから、第5条、全過程の修了。教育課程が修了した者は教育委員会に報告するとなっておりますが、これに義務教育学校の文言を追加いたしております。

最後、附則でございますが、30年4月1日から施行するというものでございます。

続いて、様式を簡単にご説明させていただきます。18ページをお願いいたします。

右側が改正後でございますけど、上の第1号の1が卒業証書の授与台帳でございます。これは従来どおりです。その下の分の第1号の2が修了証書の授与台帳ということで、右の上のほうに修了年月日と書いておりますが、卒業年月日となっているのが修了年月日ということで、ここを修正及び追加しております。

次に、19ページでございますが、上にありますのが卒業証書でございます。下にありますのが修了証書ということで、義務教育学校の前期課程を修了したことを証明するという修了証書でございます。義務教育学校の前期課程6年間修了したということがありますので、この修了証書をもって、転校した場合もこの修了証書を卒業証書がわりにもらってますよという形にやってみたいと思っております。上の卒業証書は、小学校・中学校のこれまでの卒業証書に加えて、義務教育学校の卒業証書というのも今回新たに出てまいります。

続いて、20ページをお願いいたします。

20ページからは指導要録の変更でございますけれども、表題を小学校及び義務教育学校の前期課程ということで変更しております。指導要録は2種類ございまして、学籍の記録というのが、小学校であれば1年生から6年生までの記録があるんですけども、その様式がこの20ページに示しているものでございます。1年生から6年生までで1枚という学籍の記録の様式です。

続いて、21ページでございますが、こちらが指導の記録として、各学年1枚表裏の分があるんですけども、その分の様式変更です。表題変更とあわせまして、こちらは右の上のほうに「特別の教科道徳」という文字が、ちょっと見にくいですが、平成30年度より道徳が実施されます。小学校の新しい指導要領は32年度から全面実施なんで

すが、道徳については30年度から前倒しをして実施するというごさいまして、これを入れていく必要がございまして、ここに入れてさせていただきます。

21ページが1、2年生用で、22ページが3年生用でございまして。これも「特別の教科道徳」を入れてございまして、外国語活動が、移行措置で15時間、来年度から実施することになります。その欄については、文科省からの通知にもあったんですが、一番下の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」のほうに必要があれば移行期間中は記入するようになっておりますので、32年度からは「外国語活動」という欄が出てくるんですけども、移行措置の場合にはまだその欄はつくらずに、この総合所見の中に記入するというようになっております。

次に、23ページでございまして、今度は4年生用です。右上に「特別の教科道徳」を入れてございまして、一部間違いがございまして、右の中ほどに「特別活動の記録」とございまして、「クラブ活動」のところに斜線を入れてございまして、これは斜線は入りません。左側の現行のものを見ていただいても斜線は入っておりませんので、これは斜線なしでございまして。3年生と4年生の違いは何かというと、ここに斜線があるかないかの違いだけです。こちら外国語活動15時間、移行措置の分は一番下の総合所見のところに書くというごさいまして。

続いて、24ページをお願いいたします。

小学校5、6年生の分です。右上に「特別の教科道徳」がございまして。そして、右の中ほどに「外国語活動の記録」とありますが、これも左側と比べてみますと現行どおりでございまして。ただ、5、6年生につきまして、プラス15時間、外国語活動から今度は外国語ということで、外国語となりますと中学校同様、読むとか書くという指導が15時間、文科省から指導用の冊子が届くんですけども、そういうものも入ってくるんですが、その記入をどこにするかということで、外国語活動の記録の一番下に空欄がありますので、これも必要に応じて読むとか書くとか、そういった記録についてもここに記入するというのが経過措置としてなされています。

続いて、25ページでございまして、特別支援学級の分では知的なおくれを伴わない場合です。情緒とか肢体不自由など知的なおくれを伴わない場合は、右の上にあります、「特別の教科道徳」という記録をするように、この右の上に欄をつくっております。

続いて、26ページでございまして、今度は知的なおくれを伴う場合です。知的なおくれを伴う場合は、当然、左側にあるようなものでつくっていたんですけども、横線を入れることによりうまく書けない。例えば、一番下の自立活動という部分も知的なおくれの場合はありますので、そういったものを特にもう少し書き込みたいとかというときに、書きづらいという悩みが現場ではありました。それから、文科省のほうから参考様式が示されておりますが、これもこの横線がありませんので、それに合わせたということでごさいまして。

続いて、27ページでございまして、知的なおくれを伴う分の裏面ですけども、「特別の教科道徳」が右上に入っております。

続いて、28ページでございまして、中学校の分ですけども、ここも義務教育学校

後期課程ということを付加しております。

続いて、29ページでございますけれども、一番上の欄に同じように義務教育学校後期課程という文言を入れております。

続いて、30ページも同じように後期課程というのを付加しております。

31ページでございますが、こちらもお知的なおくれを伴う場合の横線を省いたということでございます。

続いて、32ページでございますが、卒業生報告です。卒業生については右の上にありますように卒業生報告を出してもらっているんですけど、今度、下の段に前期課程修了生報告ということで義務教育学校化に係り、こちらの様式を新たにつくったものでございます。

以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、委員のほうから何かご質問等ございますでしょうか。

久田委員。

#### 【久田委員】

学籍の記録というのは通常その小学校におつたらそのまま1枚だけで済むのが、来年4月に義務教育学校になると学籍の記録は、そのまま今のをとりあえず使っていいということになるんですか、それとも、2枚を書くようになるんですか。

#### 【中原教育次長兼学校教育課長】

小学校及び義務教育学校前期課程というような学籍の記録を使いますので、1年生から6年生までは通常小学校で使っている様式を使いまして、7年生から9年生までは中学校及び義務教育学校後期課程の要録の様式を使うということでございます。

#### 【久田委員】

例えば、小学校3年生は今の指導要録を使つとるわけですね。義務教育学校移行前だから。4月からはそれを読みかえるように配慮してやれば、改めてつくらなくても学校は済むわけですが。

指導の記録はいたし方ないとしても、何枚もこれから先、年次ごとに変わっていくとすれば、特に教科の関係がある普通の市内の小学校でも何枚も持たんといかんような形にしばらくの間はなるのかなと。そうすると、それぞれまた大変な事務作業を先生方に強いることになるんだろうなと。結果、事務量が増えていくのがストレスにならないかなという心配をしています。

#### 【西本教育長】

中原学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

学校名が、小学校・中学校、義務教育学校ということで新たなくくりができて、黒島小中学校となりましたので、原則はやはり新たになると思うんですが、今、久田委員がおっしゃられたように先生方の事務量を軽減してあげるというのも大事かと思えます。それについてはできるだけ事務量を軽減する方向で研究してまいりたいと思えます。移行期間は特に。

【久田委員】

黒島は限られた人数ですので、新しくつくったほうが気持ちも新たになるので、私はつくらせるべきだと。ところが、市街の学校では、いわゆる指導の記録となると、児童生徒1人分として持っている量が多くなっていくと。そうしたら、市外に転校するときに、ミスがないように事務処理をしていかないといかんということを学校教育課から指導をしておいてほしいと思えます。

もう1点。来年4月1日から義務教育学校になると、この修了証書はもう今年度の卒業生で小学校卒業生台帳というのは終わって、来年、誰がもらうか知らないけれども、第1号という修了証書を発することになるわけですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

今おっしゃられたとおりでございます。

【久田委員】

わかりました。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

例えば校章とかはどうなっているんですか。

【中原教育次長兼学校教育課長】

校章は、浅子は既にありますので、黒島は検討されているんじゃないかと思えます。

【西本教育長】

あと3カ月ぐらいですので、ちょっと気になったところです。

【久田委員】

校旗も緞帳もあるしですね。

【西本教育長】

しばらく校歌はそれぞれ歌うってことですが、校旗はどうなっていますか。

【吉田総務課長】

物品関係の発注は既に、二、三百万ほどでしたか、学校側の依頼に基づいて実施しております、新しい校章になるかどうかというところは、把握してなかったんですが。

【西本教育長】

直前になって「校旗はどうするのか」と言われないように。確認をしておいてください。

【吉田総務課長】

はい。

【西本教育長】

ほかになれば、次の3番目にいきたいと思います。学校運営協議会規則の一部改正の件です。

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

続いて、当日配付の資料の33ページをお願いいたします。議題の③でございます。佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件でございます。

提案理由が、30年4月1日から黒島小学校・黒島中学校及び浅子小学校・浅子中学校を義務教育学校とするに当たり、義務教育学校を付加するものと、あわせて、地教行法の改正が29年4月1日に行われておりますので、それに伴いまして条文の追加及び修正を行うものでございます。

これについても新旧対照表でご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。

文言の修正が結構あったものですから、左にもアンダーラインを入れておりますが、義務教育学校を付加したところは省かせていただきまして、第3条の設置のところですけども、これまでが「指定することができる」としておりました。これを「協議会を設置するよう努める」という文言に変更しております。地教行法のほうもこういう努力義務の文言が追加されましたので、このような文言に改めております。

次の「ただし」ですけれども、「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を設置する」という、これは小佐々で今やっておりますような形でございます。

次に2ですけれども、「教育委員会は、前項の協議会を設置しようとするときは、当該学校の校長、地域住民等の意見を聞くものとする」ということで、左側と見比べていただきますと「指定を受けようとするとき」とこれまでであったんですけれども、「指定」という文言が地教行法の中からもなくなりました。したがって、「指定」という文言を使わないような形で今回変更をしたものでございます。地教行法の変更とあわせて、下関、武雄、太宰府、北名古屋とか、既に学校運営協議会をつくっておりますので、そちらの文言を参考としてつくったものでございます。

第4条でございましてけれども、左側を見ますと「当該指定校」という文言が入っておりますが、その「指定」というものから、今度「対象学校」という言い方に地教行法も変わっておりますので、「対象学校」という言い方に変更しております。

続いて、37ページをお願いいたします。

「対象学校」と書いて変更したところは省かせていただきます。右側の5のところをごらんください。「委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱又は任命することができる」。これまで文言の整理ができていなかったものを追加しております。

次に、第5条の2でございまして、「前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により新たに委嘱及び任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする」ということで、こちらで文言の整理をしたものでございます。

「対象学校」のところは省かせていただきまして、38ページをお願いいたします。

38ページも「指定校」となっているものを「対象学校」に変更したものと、それから、一番下の第14条です。これまでは「教育委員会による指導助言」という括弧書きでございましたが、今度、「協議会の適正な運営を確保するための必要な措置」ということで、これも地教行法の文言を取り上げながら変更をしたものでございます。

続いて、39ページでございまして。

右のほうのアンダーラインのところですね。「指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、または生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする」ということで、こちらで地教行法の文言に合わせて整理をいたしております。

あとは「対象学校」ということで変更させていただいております。

以上でございまして。

#### 【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等ございますでしょうか。

久田委員。

#### 【久田委員】

いわゆる規則の改正をして、学校にこの文書が新たに通知されていくわけですね。そうしたときに、教育委員会としてもしっかり受けとめておかなければいけないと思うの

は、第3条、これまでは「指定する」というような文言で、ある程度の枠組みの中で選ぶことができるわけですが、ここで言っているのは、「設置するように努める」と。そうになると、学校が「早くつくらねばね。」ということになっていって、そうなったときに、十分に検討して進んでいただかないと、立ち上がってしまってから「こんなはずじゃなかった」「こんなところが隣の学校とうまくいかない」とか、そういったことがあると思うんですよ。

先月、対馬で開催された市町村教委連研究大会に行ったときに、コミュニティ・スクールのことについて発表があった折に、やっぱりそれぞれ工夫して取り組んでおられたので、佐世保市教育委員会としても、小佐々のようなパターンがどこでもできるわけではないから、単独校である場合にはこういうといったモデル、見本、各学校が参考にできるようなものとか、あるいは二、三校でするときには地域や学校同士うまく話を詰めながらとか、そういったことを何かしないと。その難しさが生じるので、事務方の学校教育課と社会教育課で、今後どうしていったほうが望ましい立ち上がりになるのかを検討していただくといいのかなという感想を持っています。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

今おっしゃられたことを念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

支援会議がそれぞれ学校にありますので、「それをちょっと拡大すればできるとき」とならないように。そのことは校長会の中でも話をしているんですけども。

小佐々がやっと指定校の1年目に学校運営協議会ができました。そして、2年目、今年度ですけれども、社会教育の部分の地域学校協働本部ができました。来年度、それを本格的に運用しながらやっていくという形になると思うんですけれども、来年度の小佐々の運用の状況をよく見きわめながら、次は単独校での研究指定とかそっちに入っていく。そして単独校での研究指定を踏まえてそれからモデル校、そしてモデル校を踏まえてその後の段階として全市的なやり方とか、そういう段階を踏んだほうがいいのではないかと。まだ事務方の担当レベルですけれども、そういうふうな構想を今のところ持っているものでございます。

いずれにしても、小佐々の状況をよく見きわめながらと。来年度、本格運用していったときにいろいろな課題が出てくると思います。単独校での実施というのを経験しておりませんので、そういうふうなところを経験しながら市の方針をつくりたいと思っております。

以上でございます。

【久田委員】

中原次長がおっしゃるとおりかと思うんですが、もう一方では学校評議員制度という

のもまだまだ生きていますよね。だから、形骸化しているとは言わないにしても、学校評議員制度というのがずっと以前にスタートした。学校支援会議というのを立ち上げるようにということになって。そして、この間の総合教育会議でも話題になった放課後子ども教室と放課後児童クラブというのが出てきて、それを一体型にするようにと。

次から次に課題がおりてきていて、そういった制度をよく咀嚼しないと、今まで一生懸命取り組んできたことが何だったのかということになってしまいほしくないかと。そうならないように、やめるべきところはやめて統合していくということもぜひ考えていただければ、現場は助かるのかなという気がいたします。

#### 【西本教育長】

ほかにございませんか。

私から。今までの規則でいうと、協議会を設置するというのは校長先生がその指定を受けようとして教育委員会に申請をして、教育委員会が設置をするという、指定校にしますよという流れでしたね。それで、今回は、「教育委員会は協議会を設置するように努める」というようにして、第2項に教育委員会は前項の協議会を設置しようとするときは校長先生とか住民の意見を聞くと。そういうことで、設置する主体が教育委員会になっているわけですよ。

ということは、申請とかじゃなくて、教育委員会が「ここに置かんばたい」というようになったら、置かないといけなくなるんです。小佐々のほうは、向こうから「コミュニティ・スクールにする」として、「それはよかたい」という流れだったんですけど、第3条の1項、2項によると、今までとちょっと形態が異なってきているという印象を受けるんですけど、そういう理解でよろしいんですかね。

#### 【中原教育次長兼学校教育課長】

おっしゃるとおりでございます。地教行法が改正されておりました、通知の文言には一切入っていないんですが、国は全ての学校をコミュニティ・スクールにしたいということを出しているんですけど、長崎県もそうなんです、なかなか進まないということで、一歩踏み込んだ地教行法の書きぶりになったなと思いました。努力義務というようなこともありますし、今、教育長がおっしゃったように、「校長が申請し」というのも外されました。だから、教育委員会にはやはりこのコミュニティ・スクールに向けての動きについて、もう少ししっかり努めなさいという意味合いで変更になったんだろうなと思います。

ただ、先ほどの久田委員さんからお話の中にもあったんですけども、これを努めるということになったからもうせんばいかんということで、がっと一気にやっけてしまいますといろいろな弊害もありますし、先ほどおっしゃった国の動きもどんどん新しいのが出てまいりますので、慌てて一気にやっけてしまうと、また変更、またいろいろなものが来るということありますので、その辺は「努める」という努力義務となりましたが、現時点、佐世保市教委としては、もう少し段階を踏んでやったほうがいいのではないかと



と事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

**【西本教育長】**

ちょっとまとめて言うと、今までは下から上がってくるのを待つかんばできんやったけれども、今からは、教育委員会が積極的に進めていくんですよと。しかし、今、久田先生がおっしゃったように、いろいろパターンがあるたいねと。そういうこともあるので、そこら辺を我々も勇み足にならんごと、ちょっと見きわめてやると。教育委員会が主体になってくるので、その見きわめができやすいのかなという気もするし、逆に言えば、現場を一番よく知っている学校の意思を無視してはなかなかできんだろうということを注意せんばいかんねということですね。

**【中原教育次長兼学校教育課長】**

はい。

**【久田委員】**

もう一つ。学校支援会議の意識だけで物事が進むと、結局、何も変わっていかない気がするわけですね。一方、地域コーディネーターといいますか、地域の力が学校運営協議会、コミュニティ・スクールには大切なわけであって、学校の意識をきっちり理解させてほしいということが一つです。

それから、地域の方々にも、学校から言われたことを協力するという意識じゃないんですよということの理解をどこかで言っていないと、地域には伝わらないわけですね。何かその難しさ、もどかしさを感じるんです。だから、慌ててつくっていったらちょっと気になる部分があるなということで、言い方が難しいんですけど、そういうことです。

**【西本教育長】**

学校教育課長。

**【中原教育次長兼学校教育課長】**

今おっしゃったとおりでございまして、地域の側が小佐々の場合は自治協議会とうまく連携できて、スムーズに向かうのじゃないかなと思うんですけども、ねじれているところもいっぱいありまして、自治協議会とうまくできないところをどう整理していくのかということも考えなければいけませんので、自治協議会の中に学校ごとの部会とかをつくってもらうとか、その辺の整理すべき課題がいっぱいあると思います。スムーズに行くような形を模索しながらやってまいりたいと思います。

以上でございます。

【西本教育長】

ほかにございませつか。

なければ、以上で議題のほうは終わりたいと思います。

次に、協議事項です。協議事項1件です。「佐世保市立幼稚園教員等としての資質向上に関する指標」についてということで、当日配付の資料を使ってご説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

当日配付資料の41ページをお開きください。

協議事項の①で、「佐世保市公立幼稚園教員等としての資質向上に関する指標」ということで議題として挙げさせていただいております。

まず、1番の経緯でございますが、(1)にありますように、教育公務員特例法が一部改正になりまして、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする」となりました。米印の1番に書いておりますが、公立の小学校等の範囲の中に公立の幼稚園も含まれます。米印の2番の指針とは、文科省が出しました指針のことを指しております。公立幼稚園の任命権者は佐世保市教育委員会でございますので、指標の作成が必要になってきたということでございます。

(2)でございますが、小・中学校の「教諭等」、これは県が任命権者ですから県が作成するものですが、「教諭等」「養護教諭」「栄養教諭」「校長等」の「資質向上に関する指標」は、長崎県教育センターにおいて作成が既に済んでおります。県のほうで協議会が立ち上げられましたけれども、こちらは白濱所長に出席をさせていただいております。

(3)ですけれども、佐世保市立幼稚園については佐世保市教育委員会で作成することになります。

2番でございますが、作成に当たってということで、(1)県との確認事項でございます。一つ目ですけれども、幼児教育に合った文言等の修正は当然必要であるが、小中学校との関連性を保つため小中学校の指標を大きく変える必要はないと。幼稚園だけの独自性を持たせるものをつくってしまうと、幼小中のつながりができないのでかえって混乱するから、県から示したものをベースにお考えくださいという県からの回答でございました。

それから二つ目でございますが、項目もできる限り小中学校の指標に沿って考えてほしいということの回答でございました。

(2)作成の①でございますが、幼児教育センターの所長、公立幼稚園2園の園長先生、それから学校教育課で原案を作成しました。それから、②でございますが、長崎短期大学の吉田先生、幼児教育・保育専攻で、元幼児教育センターにもいらっしゃった方

ですけれども、から意見もいただいております。県の場合には大学も含めた協議会をつくるようになっておりますが、市町村の場合には大学等からの意見聴取が望ましいということでございましたので、長崎短大の先生にも意見を聞いた上でつくったものがA3判のカラー刷りでつくっておるものでございます。

A3判カラー刷りのほうで説明をさせていただきます。

参考までに、後ろのほうの3ページからが県が作成済みの分ですけれども、まず3ページが小中学校の校長用でございます。このような様式でつくられております。続いて、4ページが教諭等の部分です。それから、5ページが養護教諭の分です。6ページが栄養教諭の分です。「教諭等」となっている部分は、主幹教諭とか、指導教諭がありますので「等」という文言になっております。

これをベースにつくったのが、カラー刷りの1ページにお戻りください、これは園長用としてつくりました。今回、協議事項で上げさせていただいて、ゆっくりごらんいただいで、また来月でも議題として上げたいと思っているんですけれども、幼稚園用の文言に変えたというところが大きな変更点です。赤印で書いてありますのが小中学校用の文言です。それから矢印をして青印、青色が今回変更した分ということで、見やすいかと思っております。大きくはそのように幼稚園のものを取り入れたということで、特に新たに加えたというところだけ今回ご説明をさせていただきます。

下から2段目のLと書いてあるところですが、青印でいけば「園児指導、教育・保育相談」のL印の右側です。管理職員として取り組むべき課題で、右側に二つ、その前に、下から3段目ですが、「学校いじめ防止基本方針」は幼稚園にありませんので削除して、新たに二つつけ加えたのが、「子育て支援の充実及び保護者との連携強化」「小学校への滑らかな接続のための保幼小連携の強化」の文言を入れております。

それから、一番下の段のMの「特別支援教育」ですが、右側の一番下に「幼児及び小学校の通級指導教室との連携」という文言を新たに追加いたしました。

次に、2ページをごらんください。

2ページが教諭等の分ですが、一番上を見ますと、0ステージが新規採用時で、大体大学とか短大とかを卒業してこういうものを身につけておいてほしいというものを書いております。次に第1ステージが1年から5年目、第2ステージが6年から11年目、第3ステージが12年目から16年目、第4ステージが17年目以降、このように区切ってそれぞれ項目別に整理をいたしております。文言につきましては、幼稚園に合ったような文言を学校の分から変更してつけ加えたということです。

一つだけ説明をさせていただきますと、中ほど下のほうになるんですけど、「J」の「活動展開力」の4行目に「5領域を理解し、総合的に取り組む」とあります。5領域といいますのは、幼稚園の教育要領にあります「健康・人間関係・環境・言葉・表現」を指しております。この「健康・人間関係・環境・言葉・表現」は、幼稚園の先生にとっては基本中の基本ですが、これについて解説がどこにもありませんでしたので、今、口頭で申しわけございませんが、補足をさせていただきました。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたが、これにつきましてご質疑はございませんでしょうか。  
これは議題として次の1月の定例教育委員会で挙がってくるということですね。

【中原教育次長兼学校教育課長】

はい。

【深町委員】

質問じゃなくて、感想ですけど、幼稚園自体が子ども未来部に移っていますよね。でも教職員に関しては、まだ学校教育課が持っていて、そこら辺の関係性がちょっと難しいかなと感じました。

【西本教育長】

何かありますか。学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

幼児教育については学校教育課の職員も素人でございまして、幼児教育センターも学校教育課の所管でありますので、幼児教育センターの所長とか公立幼稚園の先生方と、今、連携をとりながらやっているという状況です。幼児教育センターの先生方も幼稚園の先生方も、身分といいますか、サービス監督は子ども未来部のほうになさっておられますので、そういう事務的な相談は子ども未来部のほうになさるんですが、いわゆる教育に関係のある相談は学校教育課に相談なさるということで、向こうの現場も子ども未来部に相談したり、学校教育課に相談したりということで、その辺の大変さはあるのかなとは思っております。現状ではそのようにお互い連携しながらやるしかないかなと思っております。

【久田委員】

1ページが一番下なんですけど、これ、意味はわかるんですよね。幼児ことばや幼児まどかの通級指導の部分と小学校の通級指導教室との連携という意味合いのわけでしょう。あるいは、普通の幼稚園の先生も含めた連携ということも入っているんですかね。障害児通級の幼稚園と障害児通級の小学校と連携しなさいよということだけを含んでいるんですかね。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

特別支援教育のくくりの中で書いておりますので、この文言でいきますと通級指導教室の連携となるかと思えますけれども、今おっしゃられたように通級だけじゃなくて通常学級の中にも特別な支援が必要な子がおりますから、そういった子も含めた上で、幅広い意味で特別支援教育というのは通級だけに絞らずそれを考えていく必要があると思えます。この辺もう少し書き方を工夫したいと思っております。

#### 【西本教育長】

限定的にならないように。

次の報告事項のほうにまいりたいと思えます。簡潔にそれぞれご報告をお願いしたいと思えます。

まず、①から順に行きたいと思えます。地域未来塾の開設についてということで説明をお願いします。

社会教育課長。

#### 【小田副理事兼社会教育課長】

それでは、報告事項①となっております資料のほうをごらんいただければと思えます。事前に配付をさせていただいております。

地域未来塾につきましては、何度かご報告もしてまいりましたけれども、いよいよ実際に開設ができました。第1回目、中学生対象の分を12月14日に行い、小中対象を12月21日に開催することができました。ありがとうございます。

こちらの地域未来塾につきましては、佐世保市教育会を委託先として地域の力をおかりしながら、光海中、金比良小学校の児童生徒を対象にして行っております。

開設時間につきましては記載のとおりでございます。現在、中学生で15名、小学生で44名の登録がっております。この登録につきましては2カ月に1度申し込みを更新していく形をとっております、今後も増えていく可能性があります。中学生15名と少ないようですけれども、もともと光海中学校が70名でございますので、そうすると結構な人数だという気がします。小学校も140名程度の中で40名ということになっております。

これにかかわる先生たちというのが2ページの上のほうにございますが、学習支援員として31名の先生、多くは先生OBの方でございますけれども、に対応いただいております。これは佐世保市教育会の会員の皆様のご尽力によります。

それから、教育活動サポーター6名となっております。こちらのほうはまた地域の方々、それから学童、こんぴらっ子クラブの方々のお力をいただいております。

それから、5番の安全対策として、集団下校、それから学童との連携であるとかということをして、地域未来塾が終わった後の子どもたちの安全ケアも行うことで対応ができてまいりました。小中学校、それぞれ1回ずつ、中学生に至ってはもう2回実施したことになりますけれども、回を繰り返す中で改善という部分を持っていきたいと思っております。

今回は1月11日木曜日、こちらは第2木曜ということで小学校と中学校両方ともあるようなことで想定をいたしておりまして、また準備を進めているところでございます。12月21日には久田職務代理人、それから深町委員にもごらんいただき、教育長にもごらんいただきました。繰り返しまた来年も行ってまいりますので、ごらんいただければと思います。

以上、報告事項地域未来塾の開設についてのところであります。

【西本教育長】

1月も小中学校一緒ですか。

【小田副理事兼社会教育課長】

はい。第2、第4が小学校、中学校。第1、第3が中学校のみというスタンスでやってまいりたいと思っています。

【西本教育長】

はい。

【深町委員】

たまたま、私、光海中学校の保護者と会ったんですけど、ありがたいとおっしゃってました。すごく助かりますというお話を聞きました。

【西本教育長】

私も見てたんですけど、一生懸命、教えてくださいという姿勢が子供にもあるし、教えていただいている先生方も、現役のころはほんとうに恐ろしかった先生が仏様のような形で教えていらっしゃったんで、すばらしいなと思って。これは息切れせんごと持続的に長くね。

あと、全市的にどういう形で広めていくかというのも今後の課題です。隣接していくのがいいのか、それともぽんぽんとやっていくのがいいのか、それもちょっと検討課題かなと思ってます。

【内海委員】

これに携われる学習支援員の皆さん方はボランティアですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

ほぼほぼボランティアでございます。実は、謝金として足代程度の金額はあります。

これは国庫補助の基準額に基づいておりますけれども、とてもではないですが、いわゆる先生の賃金とかいうものに見合える金額ではないです。

【西本教育長】

幾らいただいておりますか。

【小田副理事兼社会教育課長】

補助単価は時間で1,600円程度です。

【内海委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、報告事項の②です、地区公民館職員嘱託の採用決定について。  
公民館政策課長。

【吉住公民館政策課長】

それでは、報告事項②でございます。引き続き、当日配付資料の3ページのほうをお開きください。

まず、嘱託職員の採用決定についてでございますけれども、山澄地区公民館におきまして、今月末をもって自己都合退職をされます嘱託職員の補充に関する職員の採用決定についてでございます。

採用いたしましたのは嘱託職員1名で、今年10月26日から11月9日の間に公募をいたしております。結果、5の応募状況にありますとおり、8名の方の応募がございまして、1次審査、2次審査を経まして、54歳の女性の方に決定いたしております。

勤務条件等につきましては、下のほうに書いておりますとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。こちらは職員の募集のほうになります。公募いたしますのは中里皆瀬地区公民館で、来年3月末日をもって退職をされる嘱託職員の補充に伴うものでございます。募集期間は来年の1月11日から1月31日まで。作文等の1次審査を2月7日までに、面接による2次審査を2月8日から16日の間に行いまして、2月28日までに最終結果を通知すると予定しております。

応募方法、勤務条件につきましては記載のとおりでございます。

以上、簡単ですけれども、公民館嘱託職員の採用決定及び公募についてでございます。

【西本教育長】

ただいまの説明で、2地区公民館の職員嘱託と非常勤嘱託の募集です。山澄地区公民館は決まっているようです。中里皆瀬では今からということですが、委員の皆さんから何かご質疑等ございますか。

【深町委員】

山澄地区公民館は地元なので。既に引継ぎのためにこれまでの方と新しい方が一緒に事務をされてましたけれども、これまでの方がすごく長く勤められて全てわかれてたので、多分鴨川館長自体もすごくショックで、これからどうなるんだろうとすごく不安を抱えていらっしゃる様子でしたが、私たちも地元住民としてできるだけ協力していきたいと思います。

【西本教育長】

なければ、次の報告事項に参りたいと思います。報告事項③です。小柳賞の佐世保シティロードレース大会について。

スポーツ振興課長。

【鶴田スポーツ振興課長】

報告事項③になります。資料は5ページをお開きください。小柳賞佐世保シティロードレース大会についてでございます。

第68回の大会開会式が年を明けまして1月7日日曜日、総合グラウンド陸上競技場で開催をいたします。開催通告が8時45分、開会式の終了は9時5分を予定しております。ご参加よろしく願いいたします。

式の流れにつきましては記載のとおりでございます。開会式が終了いたしますと、9時半から小学校、中学校、高校、一般とそれぞれ種目別に競技スタートとなります。

6ページをお願いいたします。

今大会の申し込みの状況になります。左上の表をごらんください。それぞれ10キロの部が今回608名、3キロの部が417名、1.5キロの部が915名、合わせて1,940名の申し込みがっております。前回より20名ほど増えております。

その右の表、年齢別件数のところでございますが、ごらんのように中学生と高校生は前回よりも減っておりますけれども、小学生の申し込みは増加をしているような状況です。小学校のほうに行ってお願いをしたことで参加が増えたんじゃないかなと分析しております。

それから、下が県内、県外の参加状況です。ごらんのように参加者の約8割が佐世保市内からの参加者となります。10キロのほうは7割程度が佐世保市、そのほかが市外ということですので。今回、遠くは東京、埼玉、茨城からの参加もございますので、また開



会式当日、遠来賞を予定しております。ちなみに、最高年齢者は男性が81歳、女性が71歳となります。70歳以上の高齢者の参加者が男性が6名、女性が1名という状況でございます。

続いて7ページをお願いいたします。

スターターについてでございます。9時半から1発目がスタートします。1発目、2発目、3発目、市長、議長、文教厚生委員長とお願いをしております。4発目の9時46分から教育長に、その後、教育委員さんの方にお時間の許す限りスターターをお願いをしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

8ページ以降、8ページ、9ページにはロードレース大会の実施要項を参考までにつけております。説明のほうは省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

【西本教育長】

この件につきまして、ご質疑はございませんでしょうか。

当日は成人式典もございませぬので、お着がえをしていただいた後に、その足で成人式のほうにご出席いただければと思っております。

ようございませぬか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、次の報告事項④、図書館長。

【前川図書館長】

④と⑤が図書館の案件ですので、一緒に説明させていただいてよろしいですか。

【西本教育長】

はい。

【前川図書館長】

時系列的なものが⑤のほうの方が先の方がよろしいと思っておりますので、11ページ、番号でいくと⑤をお開きください。これは毎年行っている蔵書点検による休館日のお知らせでございます。30年2月19日月曜日から26日月曜日の間、蔵書点検のため休館をさせていただきたいと思っておりますので、これで利用者の方に周知を行いたいと思っております。

前に戻っていただいて、10ページの報告事項④は来年度、30年度の図書館カレンダーでございます。これは29年度から行いました祝日開館とか第3金曜日の開館を来

年も同様に行いたいと思っておりますので、それぞれを開館としまして、開館日数30日ということで、29年度と変わらず30年度も行いたいと思っております。

1点、先ほどの報告⑤と比べて違いますのは、先ほどは2月19日から26日を特別休館日としておりましたが、30年度、つまり31年のところの休館日と蔵書点検の休館日は1月の末の1月28日から2月4日の間で行いたいと思っております。この理由としては、グループスタディーコーナーを3階につくったり、今、講座室を学習のためにあけているのですが、そこがいっぱいときには視聴覚室も最近あけるようにしております。グループスタディーコーナーをつくったことで学生が大変増えております。今年度はなぜ1月とか2月にするのかというと、そこが一番図書館の利用日数が少ないということで設定をしております。それで今年も2月にするようにしてたんですが、ちょっと調べてみましたところ、この期間が高校の試験と重なることがわかったので、来年は、どうしても少しはかかってくるころはあるんですけども、1月末から2月が、いろいろな大学入試、高校入試、中学校試験、高校の試験とか、いろいろとここが一番影響が少ないということで、来年度はここにずらさせていただこうと考えております。

以上です。

【西本教育長】

今、2件まとめてご報告がありましたけれども、ご質疑等ございますでしょうか。ようございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、報告事項の⑥です。人事異動に関する要望と教育行政に関する要望書を今お手元に配付しておりますが、これは私から説明させていただきます。

市町村教育委員会の連絡協議会の中で、この人事異動と、もう一つは教育行政に関する要望を出しております。その回答を県のほうからいただいております。私もいただいたばかりでまだ全部目を通しておりませんが、つくった要望と回答についてはご報告を申し上げますと以前お話ししておりましたので、今回出させていただきます。次の前期のときにでも、改善点等々についてお話を伺いながら、次の要望につなげたいと思っておりますので、今日はこの中身に立ち入ることはやりませんが、お持ち帰りいただいて、「これはもうちょっと言ってもらわんば」とかいう内容がございましたら、ちょっとお聞かせいただければと思います。

全県的なものですので、佐世保市だけに特化したものではないということと、それから都市部と郡部とまた要望の内容もちょっと違っているところもございますので、そこら辺をご理解いただきながら、ご意見等をお聞かせいただければと思っております。

以上でございます。

その件につきまして、何かお話があればお伺いしておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、次にお願いしたいと思います。

最後、義務教育学校の設置に伴う規則等の改正は冒頭にお話ししたということで、既にご報告済みとさせていただきたいと思います。

それでは、その他の分野です。次回の開催の予定をお願いいたします。

【松尾総務課長補佐】

次回開催の予定日を1月25日としたいと思います。ふれあい給食と同日になります。開催場所ですけれども、光海中学校のほうでふれあい給食がございますので西地区公民館のほうで9時半から開催してはどうかと思います。

以上です。

【西本教育長】

これはお諮りをしたいんですけれども、従来、本庁の中でやっておりましたが、1月25日はたまたま向こうのほうで行事もあるということで、流れの中で西地区公民館で開きたいと。これは一般質問の中にも、いわゆる開かれた教育委員会ということで、出張教育委員会ということで、地域に出て行って、その校区の方々に、こういうことをやっているということを見せてはどうかというご提案もありましたので、いい機会かなと思って、西地区公民館で開催してはどうかと考えております。その際には、一応、両学校のほうにお話をしまして、こういうことがありますよと保護者の方にはお知らせをすることになります。そうすると、傍聴の方がお見えになる可能性が高いということで、そういったことをご了解の上で開きたいと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

そういうことで、1月25日ということで9時半から西地区公民館で開催をさせていただきたいと思います。

#### 【内海委員】

その他で1点だけ。冒頭で吉田課長のほうから奨学資金貸付条例のご説明がありましたけれども、これは私の意見なんですけど、もちろん回収する金額はそんな額が大きいとかじゃないと思うんですけど、その回収にかかわる人件費について。

私どもの会社で言うと、事故を起こしました、事故の処理をします、物損で10万で済みましたと。しかし、目に見えないお金というのは、実はその事故処理をするためにどれだけうちのスタッフが動いたかというのがあります。実は年間の給与所得を時間単価に割って、例えば、社長だったら1時間幾らというのがうちには表があるんですね。例えば、校長が加害事故の場合だったら被害者に対して5時間対応したと。そうすると、例えば3,000円掛ける5。また、現場や警察に行くのを担当の教頭がやって、それに対して時間10時間ぐらいかけた、それから被害者の方に対してというふうに、それをトータルしてどんと金額を出すんですよね。そうするとこれだけのお金を使って事故処理をしたんだよという話をするんですけれども。

何を言いたいかというと、回収する費用には、目に見えない費用があるということを入り込んでやっぱり対応していくのも必要じゃないかなと。民間の場合は必ず、人が動く人と人件費という考え方をしますので、参考までに。回収するのは大変だと思うんですけれども、それをいかに効率よくするかということと、貸し付けるときが一番ポイントかなと思うんですけれども。ちょっとそう感じたので。

#### 【西本教育長】

総務課長、何かありますか。

#### 【吉田総務課長】

今のご指摘については肝に銘じたいと思います。佐世保市の奨学金の場合は、篤志家からの寄附がまず財源にありまして、考え方としては、貸したものが返ってこないと次の方に貸せない。だから、コストの部分については人件費、またコンビニの手数料とか、そういった経費には税をつぎ込むことになりますけれども、私どもとしてはコストをかけ過ぎないように、どうしてもだめなものは捨てていく、しかし、基本は篤志家の方のご厚意を次の世代に移していくために基本やっぱり頑張りたいと。そういうことでやらせていただいております。

ありがとうございます。

#### 【西本教育長】

議案外で一つ議事録に残していただきたいことがあるんですけど。

12月の文教厚生委員会の中で、補正予算を審議するに当たって、島瀬美術センターの特別企画展、来年は近代フランス絵画とラリック展を企画していますと説明いたしました。その中で、小中学生にしっかりそれを見せるべきだと。今までの反省点として、夏休みにかかっていたので学校行事としてはなかなか行けませんでしたと。しかし、今

回は夏休みは外して10月2日からということにしておりまして、行ける可能性が高いですよ、ぜひ行きなさいと文教厚生委員会の委員長意見として出てきておりますので、学校教育課のほうにもちょっとご相談をさせていただいております。全小中学校は無理でございますので、特定の学年ですね。どういった形かはわかりませんが、なるべく行かせる方向でと学校教育課とも今お話をさせていただいているところです。まだ具体的に決まっておりますが、決まりましたら皆さんにご報告をさせていただきたいと思っております。

学校教育課長、そういうことでよろしゅうございますかね。

【中原教育次長兼学校教育課長】

その方向で、今検討をしております。

----- 了 -----